

令和6年第10回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月7日(月) 午後2時30分～午後3時35分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	7 番 白津知範
8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之	10 番 古賀由紹
11 番 宮崎太享	12 番 山添 明	13 番 袈裟丸一彦
14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広	16 番 能隅良子
17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣	19 番 阿部 太
4. 欠席委員

6 番 山口正則

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第46号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第47号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第48号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第49号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	檜田 敏史
振興係職員	池部 克
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	小楠 裕美
相知分室職員	徳島 千恵

北波多分室職員
七山分室職員

吉田 幸司
溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号6番山口正則委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長挨拶) それではただいまより令和6年第10回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号18番堤正廣委員、議席番号19番阿部太委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第47号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案第48号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作製要請について5件、議案第49号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について4件、計25件でございます。以上ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。 また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一

覧表でご覧いただきたいと思います。

議長

ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第46号から第49号までの議案25件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。説明に入ります前に資料の差し替えをお願いいたします。議案発送後に申請者より一部取り下げられました。2筆から1筆の駐車場部分のみの申請となります。資料図については、配置図は左側のみをご覧ください。説明に戻ります。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は316平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南西側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

阿部太委員 19番阿部です。本件は、民家が空いた所を利用して貸別荘を行うということのようでございます。借受人の方のこの株式会社がどういう会社なのか私はよく説明を受けておりませんが、この貸別荘の駐車場に使いたいということのようでございます。一部が宅地となっておりますが、もう既に何も建っておりませんで、現状のままで使いたいということのようでございます。東部調査会では問題はないだろうということでした。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 6 4 2 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、障害者一時預かり施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、開発協議、法定外公共物（水路、道路改築申請）、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

最大２３センチの盛土、８１センチの切土を施し、整地し、北側はＬ型擁壁、南側はコンクリートブロックを新設し、東側は練りブロック積み擁壁を設置して、土留めを行い、雑種地を通り、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設雨水枿を経由し、新設側溝を介して西側道路側溝へ流し、汚水は新設合併浄化槽を介して同じく西側道路側溝へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第２種農地の該当事項６番に該当します。許可の基準は１番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号２番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 １０月５日に調査会で現地確認を行いました。図面のとおり住宅が点在しているため、何も問題ないだろうということに調査会では決定いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、4 6 9 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、貸駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側道路の既存側溝へ流す計画です。

土木委員長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

	立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。 許可の基準は1番となっております。 整理番号3番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
吉田哲委員	17番吉田です。5日の日に現地調査をいたしまして、ここは一時転用で駐車場になっていたのですが、周りの農地はゼロでして、全部住宅です。そこで何もないだろうということでした。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、118平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等に

については、資料図の 10 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北および南側の既存コンクリートブロックを利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は隣接の宅地の既存側溝を介して西側道路の既存側溝へ流す計画です。隣接宅地所有者より排水承諾書が提出されています。

土木委員長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員

17番吉田です。ここも5日の日に現地調査をいたしまして、ここは解体された家の裏の畑で、売買の申請が出ております。何も問題ないだろうということになりましたので、皆

議長

さんのご審議をよろしく申し上げます。

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、4 3 3 平方メートルです。現況は、雑種地となっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに昭和 5 0 年頃から隣接する宅地の敷地の一部として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事

関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで、倉庫、進入路、花壇等敷地として今後も同様に利用され、周辺の農作業に支障はない状況であります。東側道路より出入口とされています。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側の既存排水施設を介し、北側水路へ放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 11番宮崎です。5日の中部調査会で確認をしたところ、小屋が建っており、もうコンクリートもしてあり、これはしかたないだろうということで確認しています。皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 17 筆、面積は合計で 17, 222 平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は資材置場、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 16 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、当該地については、令和 3 年 10 月 15 日付で令和 6 年 10 月 31 日までの一時転用の許可を受けていたが、引き続き玄海原発補修工事関連の資材置場が必要になり、3 年間の一時転用をする計画をされております。転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側県道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内で自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 3 番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号 6 番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

平田菊典委員 西部調査会 3 番平田です。10 月 4 日に現地に行って確認をしました。今事務局のほうから説明があったとおり、3 年から 6 年までの申請の延長ということで見てきました。現状、建物、道路に関して現状のままだそうですので、何ら問題ないということだと思います。西部調査会では意見も出ませんでしたので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 4 ページ、議案第 47 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 5 ページの整理番号 10 番までの 10 件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょう

か。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の４ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が９件、使用貸借権に関する案件が１件の合計１０件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書１ページから５ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をしたいと思います。１５時２０分に再開いたします。

~~~~~○~~~~~

15時10分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

それではお揃いのようにございますので、会議を再開いたします。議案集6ページ、議案第48号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作製要請について（所有権）整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。作成要請は、農業委員会が所有者や担い手耕作者等からの申請を受け付けたものになります。利用関係の調整を行いまして、所有権の移転や利用権設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるよう、市に対して要請を行います。議案、所有権分の整理番号1番につきまして、対象農地、所有権の移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等については、議案書に記載のとおりです。こちらは農業委員会があっせん委員を指名いたしました案件で、買受者が見つかりましたので、農地移動適正化あっせん事業の農地売買の手続きに入るものです。なお、こちらの譲受人につきましては、肥育牛の牧場を県内で太良、伊万里、そして肥前町にお持ちです。そのため、牧草の栽培目的で農地を取得されるということとなりました。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 7 ページ、議案第 48 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作製要請について

(利用権)を議題とします。整理番号 1 番から整理番号 4 番までの 4 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。作成要請の利用権分の整理番号 1 番から 4 番までの全 4 件につきまして、対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は合計で 8,839 平方メートルとなります。こちらにも集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して行くと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 8 ページ、議案第 49 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について（利用権）（集積計画一括方式）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 9 ページ、整理番号 4 番までの 4 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。作成要請は、農業委員会から市に対して行いましたが、集積計画の決定は、市が農地中間管理機構などの依頼で農用地利用集積計画を定めようとするにあたり、農業委員会に対して意見を聞かれているものとなります。こちらは今回利用権分のみとなります。整理番号の 1 番から 4 番までの 4 件につきまして、集積計画一括方式となっております。これは農地中間管理機構を介して利用権を設定するもので、予め出し手と受け手のマッチングが整っているものについては、

県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができるというものです。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は合計で10,571平方メートルとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして、議案第46号6件、議案第47号10件、議案第48号5件、議案第49号4件、計4議案25件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間にわたっての慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。